

建設工事の総合評価方式による競争入札について

（総合評価方式の仕組みと技術提案の留意点）

令和7年7月

山口県土木建築部技術管理課

朱書き：令和7年4月1日以降適用

桃色：令和7年7月1日以降適用

I 総合評価方式について

より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年4月に施行されました。

山口県では、この品確法の趣旨に基づき、平成18年度から技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、「簡易型総合評価方式」を採用した競争入札を行い、平成20年度からは、「特別簡易型総合評価方式」、「標準型総合評価方式」を追加し、原則として一般競争入札方式により発注する全ての工事に総合評価方式を適用しています。

（このほか、本県には、「高度技術提案型総合評価方式」（技術的な工夫の余地が大きく、特に高度な技術提案を要する工事に適用）もありますが、現時点での適用事例はありません。）

II 総合評価方式の手続きについて

総合評価方式を適用する工事においては、入札者の当該工事の品質確保に対する技術的能力を評価するための資料（技術提案資料）を作成し、提出していただく必要があります。

型式ごとに技術評価に必要な資料（技術提案資料（評価項目））が異なりますので、入札公告等を十分に確認して、提出資料の漏れや記載ミスなどがないようご注意ください。

1 技術提案資料の作成及び提出

総合評価方式による場合は、入札公告や指名通知の際に、その旨を明記しますので技術評価に必要な資料（技術提案資料）を作成し、

- 条件付一般競争入札の場合は、入札参加資格申請書の提出時
- 指名競争入札の場合は入札書提出時

に提出をお願いします。

なお、総合評価方式にもかかわらず、技術提案資料が提出されない場合、入札は無効となります。

2 評価項目

総合評価方式の型式別の評価項目は原則として次表の項目を対象とします。一般競争入札等の参加資格要件と重複する場合（参加資格が県内に限られる場合等）についても全てを対象とします。

また、評価項目の中には、個別工事ごとに設定する項目や評価対象が変わるものがありますので、注意してください。

凡例 「◎」: 固定項目 「○」: 選択項目

評価の視点	評価項目	評価の細目		配点	特別簡易型	簡易型	標準型	備考									
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定		工程管理	2	—	◎	—									
				品質管理													
				その他配慮すべき事項													
		工事全般の施工計画		受注者が提案する施工上配慮すべき事項		2	—	◎	—								
	② 高度な技術提案について	技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	12	—	—	◎									
				補償費の削減													
				その他													
		工事事務所の性能・強度等	性能・機能														
			環境の維持(水質汚濁、騒音・振動)														
			交通の確保(現道作業等)														
			特別な安全対策(近接施工等)														
		社会的要請	省資源・リサイクル														
			工事全般の施工計画								受注者が提案する施工上配慮すべき事項		4	—	—	◎	
			③ 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無 ただし、海上工事、道路トンネル工事の場合は、過去15年間の同種工事の施工実績の有無							2	◎	◎	◎			
	過去2年間(建築関係工事※ ¹ は過去4年間)の山口県発注工事の発注業種における工事成績評定点の平均点。ただし前記期間に成績点がない場合は過去6年間の平均点			2又は4	◎	◎	◎	特別簡易型:2点 簡易型:4点 標準型:4点									
	過去3年間の発注業種※ ² における優良工事表彰の有無			1	—	○	○										
	ISO9001の取得状況			1	—	◎	◎										
	ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況			1	—	◎	◎										
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況			1	◎	◎	◎										
	標準見積書の活用			1	◎	◎	◎										
	作業船の保有状況			1	○	○	—										
	④ 配置技術者の技術的能力について	主任(監理)技術者の保有する資格		1	◎	◎	◎										
		過去8年間の同種工事の施工経験の有無 ただし、海上工事、道路トンネル工事の場合は、過去15年間の同種工事の施工経験の有無		2	◎	◎	◎										
		継続学習(CPD)制度の取組状況		1	◎	◎	◎										
		技能士等の活用		1	◎	◎	◎										
		配置予定技術者からのヒアリング		5	—	—	○										
	(2) 企業の地域精進度・地域貢献度	① 地域精進度	地理的条件(緊急時の施工体制)		1	◎	◎	◎									
② 地域貢献度		過去5年間の応急対策活動実績		1	○	○	○										
		過去1年間の地域活動実績		1	◎	◎	◎										
		県内資材の活用		2	◎	◎	◎										
		県内企業の下請活用		2	◎	◎	◎										

（本表に記載のない「高度技術提案型」の評価項目及び項目ごとの配点については、個別に検討するものとする。）

- ※1 建築関係工事とは、原則として、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局が、公共建築工事積算基準類に基づき設計積算を行い発注した工事のうち、公共建築工事標準仕様書等に基づく工事監理、及び公共建築工事の考査項目別運用表を適用して成績評定を行った工事をいう。
- ※2 発注業種とは、**建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類（29業種）**のうち、当該工事の入札に参加することができる業種（入札公告の入札参加資格要件とする業種）をいう。

3 評価基準

総合評価方式の評価項目ごとの評価基準は原則として次表によります。

なお、技術提案資料の記載内容に誤りが認められた場合、その評価項目は評価せず、加点無しとします。

また、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず、入札は無効とします。

(1) 企業の技術力

① 簡易な施工計画(簡易型に適用)

「簡易な施工計画」については、工事ごとの特徴や特性等を踏まえた具体的な記述となつていることが必要です。

評価の細目	評価基準	評価点	備考
発注者が求める施工上配慮すべき事項として右側から1項目を選定	工程管理 工程管理が工事の特徴を踏まえ適切であり、発注者が求める項目への対応が的確に記述されている	2	
	工程管理が工事の特徴を踏まえ適切である	1	
	工程管理が適切である	0	
	不適切である	欠格	
	品質管理 品質管理を行う上での施工方法、確認方法、管理方法等が工事の特徴を踏まえ適切であり、発注者が求める項目への対応が的確に記述されている	2	
	品質管理を行う上での施工方法、確認方法、管理方法等が工事の特徴を踏まえ適切である	1	
	品質管理を行う上での施工方法、確認方法、管理方法等が適切である	0	
	不適切である	欠格	
	その他配慮すべき事項 課題への対応が工事の特徴を踏まえ適切であり、発注者が求める項目への対応が的確に記述されている	2	
	課題への対応が工事の特徴を踏まえ適切である	1	
	課題への対応が適切である。	0	
	不適切である	欠格	
受注者が提案する施工上配慮すべき事項	配慮すべき事項への対応が工事の特徴を踏まえ適切であり、受注者が提案する項目への対応が的確に記述されている	2	
	配慮すべき事項への対応が工事の特徴を踏まえ適切である	1	
	配慮すべき事項への対応が適切である	0	
	不適切である	欠格	
評価点の最大計		4	

② 高度な技術提案(標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点	備考
技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト ライフサイクルコストの低減	1 2	評価基準及び評価点は、下表の評価方法により工事ごとに判定する。
	補償費の削減		
	その他		
	工事目的物の性能・強度等		
	社会的要請		
	環境の維持 (水質汚濁、騒音・振動)		
	交通の確保 (現道作業等)		
	特別な安全対策 (近接施工等)		
	省資源・リサイクル		
	受注者が提案する施工上配慮すべき事項		
工事全般の施工計画	標準案を超える有効な提案が2提案ある	4	
	標準案を超える有効な提案が1提案ある	2	
	標準案を超える有効な提案なし	0	
	不適切である	欠格	
評価点の最大計		1 6	

③ 企業の技術的能力(特別簡易型、簡易型、標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点			備考
		特別簡易	簡易	標準	
過去8年間の同種工事の施工実績の有無。ただし、海上工事、道路トンネル工事の場合は過去15年間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある	2	1～2	1～2	簡易型、標準型の段階評価は道路トンネル工事のみに適用
	施工実績がない	0	0	0	
過去2年間（建築関係工事は過去4年間）の山口県発注工事の発注業種における工事成績評定点の平均点 ただし、前記期間に成績点がない場合は、過去6年間の平均点 ※造園工事、解体工事の評価基準は、【 】内の基準点とする	80点以上【76点以上】	2	4	4	
	77点以上80点未満【75点以上76点未満】	1.5	3	3	
	74点以上77点未満【74点以上75点未満】	1	2	2	
	65点以上74点未満、又は実績なし	0.5	1	1	
	65点未満	0	0	0	
過去3年間の発注業種における山口県優良建設工事表彰の有無	表彰あり	—	1	1	特別簡易型は評価対象外
	表彰なし	—	0	0	
ISO9001の取得状況	認証取得している	—	1	1	特別簡易型は評価対象外
	認証取得していない	—	0	0	
ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	ISO14001を認証取得している	—	1	1	特別簡易型は評価対象外
	エコアクション2.1を認証取得している	—	0.5	0.5	
	認証取得していない	—	0	0	
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得している	1	1	1	
	認証取得していない	0	0	0	
標準見積書の活用	全ての下請契約（二次下請以降含む。）で標準見積書を活用する、又は下請契約がない	1	1	1	
	標準見積書を活用しない	0	0	0	
作業船の保有状況	主作業船のうち、いずれかを自社保有している。	1	1	—	海上工事のみに適用 標準型は評価対象外
	主作業船のうち、いずれかを共同保有している。	0.5	0.5	—	
	いずれの主作業船も保有していない	0	0	—	
評価点の最大計		6～7	11～12	11	

④ 配置技術者の技術的能力(特別簡易型、簡易型、標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点	備考
主任（監理）技術者の保有する資格	一級国家資格（例：土木施工管理技士、建設機械施工技士等）、技術士、又はこれと同等以上の資格を有する者	1	若手技術者は特別簡易型のみに適用
	また、若手技術者※にあっては、二級国家資格（例：土木施工管理技士、建設機械施工技士等）を有する者		
	その他	0	
過去8年間の同種工事の施工経験の有無。ただし、海上工事、道路トンネル工事の場合は、過去15年間の同種工事の施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有する	2	
	施工経験がない	0	
継続学習（CPD）制度の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある場合	1	
	取得していない	0	
技能士等の活用	指定する工種で指定する技能士等を全て活用した施工とする場合、又は技能士等を指定していない場合	1	
	使用しない	0	
技能士等の活用（本評価点は、「舗装施工管理技術者」又は「ポンプ施設管理技術者」を指定した場合に適用する）	指定する工種で指定する技能士等を全て活用した施工とする場合で、かつ、1級舗装施工管理技術者（又は1級ポンプ施設管理技術者）を活用した施工とする場合	1	
	指定する工種で指定する技能士等を全て活用した施工とする場合で、かつ、2級舗装施工管理技術者（又は2級ポンプ施設管理技術者）を活用した施工とする場合	0.5	
	使用しない	0	
評価点の最大計		5	

※ 若手技術者とは、入札通知又は公告日時時点で満35歳未満である技術者をいう。

(2)企業の地域精進度・地域貢献度(特別簡易型、簡易型、標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点	備考
地理的条件 (緊急時の 施工体制)	管内限定の土木一式工事※	管内（地域内）に過去3年以上継続して本店がある	1
	上記以外の工事	山口県内に本店、又は工場がある	
		その他	
過去5年間の応急対策活動実績	実績がある	1	土木一式工事、舗装工事、 しゅんせつ工事に適用
	実績なし	0	
過去1年間の地域活動実績	活動実績がある	1	
	実績なし	0	
県内資材の活用	指定資材の全量を県内資材活用、又は指定資材がない	2	
	その他	0	
県内企業の下請活用	百万円以上の下請で県内企業等を全て活用する場合若しくは元請負企業が県内に本店を有する企業で下請を活用しない	2	
	その他	0	
評価点の最大計		6～7	

※ ここでいう「管内限定の土木一式工事」とは、入札参加資格を発注事務所管内（地域内）に限定する特別簡易型及び簡易型の土木一式工事をいう。

4 評価の方法

技術提案資料を受領後、次の手順により評価を行います。

(1) 加算点の算定

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出します。加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求めます。

$$\text{加算点} = \sum \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

型式別加算点の設定

総合評価の型式	加算点の最大値
特別簡易型	10点
簡易型	20点
標準型	30点

(2) 型式ごとの換算値について
型式ごとの換算値については、次表によります。

凡例「◎」: 固定項目 「○」: 選択項目

評価の視点	評価項目	評価の細目		評価点の換算方法 換算値の欄中、矢印の上の数字が各評価項目の配点合計 矢印の下に数字が各評価項目の換算値								
				特別簡易型			簡易型			標準型		
				対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定		—	—	—	◎	2	4 ↓ 10	—	—	—
		受注者が提案する施工上配慮すべき事項		—	—		◎	2	—	—		
	② 高度な技術提案について	技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	—	—	—	—	—	—	◎	12	16 ↓ 19
			工事目的物の性能・強度等	—	—		—	—				
			社会的要請	—	—		—	—				
		工事全般の施工計画		—	—	—	—	◎	4			
	③ 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無 ただし、海上工事、道路トンネル工事の場合は、過去15年間の同種工事の施工実績の有無		◎	2	6～7 ↓ 4	◎	1～2※	10～12 ↓ 4	◎	1～2※	9～11 ↓ 4
		過去2年間(建築関係工事は過去4年間)の山口県発注工事の発注業種における工事成績評定点の平均点。ただし前記期間に成績点がない場合は過去6年間の平均点		◎	2		◎	4		◎	4	
		過去3年間の発注業種における優良工事表彰の有無		—	—		○	1		○	1	
		ISO9001の取得状況		—	—		◎	1		◎	1	
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況		—	—		◎	1		◎	1	
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況		◎	1		◎	1		◎	1	
		標準見積書の活用		◎	1		◎	1		◎	1	
		作業船の保有状況		○	1		○	1		—	—	
	④ 配置予定技術者の能力について	主任(監理)技術者の保有する資格		◎	1	5 ↓ 4	◎	1	5 ↓ 4	◎	1	5 (10) ↓ 4
		過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無。ただし、海上工事、道路トンネル工事の場合は、過去15年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無		◎	2		◎	2		◎	2	
		継続学習(CPD)制度の取組状況		◎	1		◎	1		◎	1	
		技能士等の活用		◎	1		◎	1		◎	1	
		配置予定技術者からのヒアリング		—	—		—	—		○	(5)	
(2) 企業の地域精通度・地域貢献度	① 地域精通度	地理的条件(緊急時の施工体制)		◎	1	6～7 ↓ 2	◎	1	6～7 ↓ 2	◎	1	6～7 ↓ 3
	② 地域貢献度	過去5年間の応急対策活動実績		○	1		○	1		○	1	
		過去1年間の地域活動実績		◎	1		◎	1		◎	1	
		県内資材の活用		◎	2		◎	2		◎	2	
		県内企業の下請活用		◎	2		◎	2		◎	2	
	換算値の計(加算点の最大値)			10			20			30		

※簡易型、標準型の段階評価は道路トンネル工事のみに適用

(3) 技術評価点・評価値の算定

開札後、落札決定を保留し、各社の入札書記載価格から各社の履行確実点^{※2}を算定します。

次に、その履行確実点に前項で算出した加算点及び標準点(100点)を加えて、技術評価点を求めます。

最後に、この技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除して各社の評価値を算定しますが、入札書記載価格が調査基準価格未満の場合は調査基準価格で除します。

$$\left[\text{各社の評価値} = \frac{\text{技術評価点}^{\text{※1}}}{\text{入札書記載価格}^{\text{※3}}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{履行確実点}^{\text{※2}}}{\text{入札書記載価格}^{\text{※3}}} \right]$$

※1 技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点(0～30点) + 履行確実点(5点or0点)

※2 履行確実点の適用対象工事は、全ての工事とする。履行確実点は、入札書記載価格が調査基準価格以上の場合に5点、調査基準価格未満の場合は0点とする。

※3 評価値を算定するための入札書記載価格は、入札時の入札書記載価格とするが、その入札書記載価格が調査基準価格未満の場合は、調査基準価格として評価値を算定する。

Ⅲ 技術提案資料の作成の際の留意事項等について

1 技術提案資料作成の際の留意事項

技術提案資料の作成にあたっては、次表に留意して作成してください。

(1) 企業の技術力

①簡易な施工計画

項 目	留 意 事 項	様 式
簡易な施工計画の共通事項	a. 発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）で示す施工方法等（各建設作業の順序、使用材料の品質、仕上げの程度等を含む）にのっとり、当該工事の特徴を踏まえた提案（技術的所見）を記述すること。 b. 提案については、妥当性、適切性、的確性等の観点から評価する。 なお、 発注者が設計図書で示す使用材料の品質、仕上げの程度等を超える提案があっても優位な評価は行わない。	—
発注者が求める事項（注1）	a. 発注者が求める項目について、概略の工程表及び工程管理に対する技術的所見を記述すること。 b. 工程表は「新土木工事積算大系における工事工種体系ツリー」（出典：国土交通省国土技術政策総合研究所）の中項目（レベル2）全てについて記入すること。 c. 技術的所見は、工程計画策定の際に考慮した事項を工程表の下欄に必ず記述すること。 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。	3
品質管理	a. 発注者が求める項目に関する施工方法、管理方法、確認方法等について、当該工事の特徴を踏まえた技術的所見を具体的に記述すること。 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。 b. 必要な場合は説明図面を添付すること。資料は図面を含めA4版用紙2枚以内で作成すること。	4-2
その他配慮すべき事項	c. 「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。	
受注者が提案する事項	a. 受注者が、当該工事の特徴を踏まえ施工上配慮すべき事項を抽出し、抽出理由や技術的所見を記述すること。ただし、提案する事項は「発注者が求める事項」として、提出を求められている項目を除く。 b. 技術的所見は、 安全対策、環境対策等 について具体的に記述すること。 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。 c. 提案は最大2提案とする。なお、2提案を超えた提案がある場合は、記載順に2提案までを評価対象とし、以降の提案は評価対象としない。 d. A4版用紙1枚で作成すること。 e. 「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。	5

②高度な技術提案

項 目		留 意 事 項		様 式
高度な技術提案の共通事項		a. 技術提案は、標準案に対し一部又は全てが異なる提案とする。 なお、標準案とは設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）で示す施工方法等（各建設作業の順序、使用材料の品質、仕上げの程度等を含む）をいう。 b. 技術提案の記述にあたっては、標準案を記載したうえで、技術提案が標準案と異なる点、技術提案が標準案に比べ優れている点やその効果を明確に示すこと。なお、技術提案が優れている点やその効果の記述にあたっては、定性的な記述のほか、その効果がわかるよう極力定量的に示すこと。 c. 提案については、実現性、有効性等の観点から評価する。		—
技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	a. 発注者が設定する技術提案を求める項目に関する「（ア）技術提案」及び「（イ）技術提案に基づく具体的な施工計画」について、当該工事の特徴を踏まえ記述すること。	4－3
		補償費の削減		
		その他		
	工事目的物の性能・強度等	性能・機能		
	社会的要請	環境の維持(水質汚濁、騒音・振動)		
		交通の確保（現道作業等）		
		特別な安全対策（近接施工等）		
省資源・リサイクル				
工事全般の施工計画		受注者が提案する施工上配慮すべき事項	a. 受注者が、当該工事の特徴を踏まえ 2項目を抽出 し、抽出理由や技術的所見を記述すること。ただし、提案する事項は「技術提案と技術提案に基づく施工計画」として、提出を求められている項目を除く。また、2項目の提案であっても、それぞれの提案内容が類似している場合は1項目と判断する場合がある。 b. 提案は、品質管理、安全対策、環境対策等について具体的に記述すること。 c. 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。 d. 1項目を1提案とし、2提案を超えた提案がある場合は、記載順に2提案までを評価対象とし、以降の提案は評価対象としない。 e. 1提案につきA4版用紙1枚以内とし、2枚以内で作成すること。	5

企業の技術的能力

項 目	留 意 事 項	様 式
過去 8 年間の同種工事の施工実績の有無 ただし、海上工事、道路トンネル工事の場合は、過去 15 年間の同種工事の施工実績の有無	a. 評価対象を、「平成 29 年 4 月 1 日（注）から入札通知又は公告日までの間に完成し、引き渡し完了した工事の実績」、ただし、海上工事、道路トンネル工事については「平成 22 年 4 月 1 日（注）から入札通知又は公告日までの間に完成し、引き渡し完了した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績（規模が定められている場合は規模を含む）について記載すること。 b. 一般財団法人日本建設情報センターの工事情報システム（以下「コリンズ」という。）に竣工登録された工事であり、コリンズで同種工事の施工実績が確認できる場合は登録内容確認書を添付すること。なお、コリンズ登録番号を様式に記載した場合に限り、登録内容確認書の添付を省略できる。また、発注機関から建設工事施工証明書が交付されている場合にあっては、登録内容確認書に代えて建設工事施工証明書の写しを添付することができる。 c. 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体により施工した工事については出資比率 20% 以上の場合にのみ施工実績として認める。 d. 共同企業体の場合は全体の請負額を記載すること。 e. 受注形態は、単体又は○○・□□JV（出資比率○○%）と記載すること。 f. 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。 g. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	6
過去 2 年間（建築関係工事 は過去 4 年間）の山口県発注工事の発注業種における工事成績評定点の平均点 ただし、前記期間に成績点がない場合は、過去 6 年間の平均点 建築関係工事は、原則として、山口県土木建築部、農林水産部及び企業局が公共建築工事積算基準類に基づき設計積算を行い発注した工事のうち、公共建築工事標準仕様書等に基づく工事監理、及び公共建築工事の審査項目別運用表を適用して成績評定を行った工事という	a. 各企業の令和 5 年度、6 年度（注）の過去 2 年間（建築関係工事は令和 3 年度から令和 6 年度（注）の過去 4 年間）に竣工し検査を受けた山口県発注工事の工事成績評定点の平均点により評価する。ただし、前記期間に工事成績評定点を有しない企業については、令和元年度から令和 4 年度（注）の間（建築関係工事は令和元年度、令和 2 年度（注）の間）に竣工し検査を受けた山口県発注工事の工事成績評定点の平均点により評価する。 b. 土木関係工事については、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局が発注した工事を対象とするが、建築関係工事、維持管理業務として発注したもの及び 5 百万円未満の工事は除く。また、令和 3 年 3 月 31 日までに入札公告または指名通知を行った工事で、災害応急（一部応急、仮応急）工事として発注したもの及び維持管理工事等のうち出来形、品質又は出来ばえを評価できないものは、原則として対象としない。なお、対象とする平均点は、業種ごとに算定する。 c. 建築関係工事については、仮設工事として発注したものは、原則として対象としない。なお、対象とする平均点は、業種ごとに算定する。 d. 平均点は県の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価するので、資料提出の必要はない。 e. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体における代表者を持って評価する。 f. 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、工事成績評定点の平均点を 65 点として取り扱う。	提出不要
過去 3 年間の発注業種における山口県優良建設工事表彰の有無	a. 令和 4、5、6 年度（注）の 3 年度に山口県優良建設工事表彰制度により発注業種と同一の業種において表彰された者を対象に評価する。なお、共同企業体として表彰された者は、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれも対象に評価する。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	-
ISO9001 の取得状況	a. 建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。 b. 建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち主たる営業所（以下「本店」という。）を県外に有する場合は、県と契約を締結する営業所等（以下「契約営業所」という。）又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	-
ISO14001 の取得状況又は環境活動評価プログラム（エコアクション 21）の認証状況	a. 建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。 b. 本店を県外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	-
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	a. 労働安全衛生マネジメント（JISHA 方式適格 OSHMS、ISO45001）または建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。 b. 本店を県外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	-
標準見積書の活用	a. 建設業許可を有する業者（社会保険等加入義務のない業者は除く）との全ての下請契約を対象とし、金額に関わらず、二次下請以降を含んだ全ての下請契約において、標準見積書（法定福利費事業主負担額を内訳明示した見積書）を活用する場合に評価する。 b. 下請契約がなく、当該工事全てを自社にて施工する場合には、全ての下請契約で標準見積書を活用する場合と同等の評価をする。 c. 変更で新たに追加となった工種は、対象としない。	-

作業船の保有状況	a. 主作業船を使用する海上工事において、下表に掲げる通常の海上工事に使用される主作業船（15種）のうち、いずれかを自社保有又は共同保有している場合に評価する。なお、共同保有とは、作業船の保有あるいは作業船の現行機能を保持するにあたり、新造、改良又は機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担していることをいう。 <table border="1"> <tr> <td>ポンプ浚渫船</td><td>空気圧送船</td><td>コンクリートミキサー船</td></tr> <tr> <td>グラブ浚渫船</td><td>旋回起重機船</td><td>ケーソン製作用台船</td></tr> <tr> <td>バックホウ浚渫船</td><td>固定起重機船</td><td>深層混合処理船</td></tr> <tr> <td>リクレーマ船</td><td>クレーン付台船</td><td>サンドドレーン船</td></tr> <tr> <td>バージアンローダ船</td><td>杭打船</td><td>サンドコンパクション船</td></tr> </table> b. 保有が確認できる資料として、登記簿謄本又は海上保険証券のいずれかの写しを添付すること。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	ポンプ浚渫船	空気圧送船	コンクリートミキサー船	グラブ浚渫船	旋回起重機船	ケーソン製作用台船	バックホウ浚渫船	固定起重機船	深層混合処理船	リクレーマ船	クレーン付台船	サンドドレーン船	バージアンローダ船	杭打船	サンドコンパクション船	7
ポンプ浚渫船	空気圧送船	コンクリートミキサー船															
グラブ浚渫船	旋回起重機船	ケーソン製作用台船															
バックホウ浚渫船	固定起重機船	深層混合処理船															
リクレーマ船	クレーン付台船	サンドドレーン船															
バージアンローダ船	杭打船	サンドコンパクション船															

④配置技術者の技術的能力について

項 目	留 意 事 項	様 式
主任（監理）技術者の保有する資格	a. 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。 b. 配置技術者の保有資格について、一級国家資格（例：土木施工管理技士、建設機械施工技士等）並びに本工事の入札参加資格で定めた建設業の許可業種において監理技術者となりうる「技術士」及び「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者」の場合に評価する。 また、特別簡易型において、若手技術者^{※1}を専任で配置する場合は、二級国家資格（例：土木施工管理技士、建設機械施工（管理）技士等）の保有により前記と同等に評価する。 評価対象の資格を有する場合は、保有する資格を記入し、当該資格証明書等（若手技術者にあつては年齢が確認できるものであること）の写しを添付すること。 c. 監理技術者資格者証による場合は、監理技術者資格者証（裏面の講習修了履歴を含む）の写しを添付すること。 d. 監理技術者資格者証によらない場合は、国家資格等を有することが確認できる書類の写し及び雇用関係が確認できる資料（住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等）の写しを添付すること。 また、健康保険者被保険者証の写しは、雇用関係が確認できる資料として令和7年12月1日までに提出されたもの（提出日が令和7年12月1日までの場合）は有効であるが、その翌日以降は無効となるので留意すること。 e. 配置技術者の候補者は1名とする。ただし、工場製作を含む工事であつて工場から現地へ現場が移行する時点で技術者を途中交代する場合は、工場製作時の技術者1名、現地での技術者1名とする。この場合は、全ての候補者について記載するとともに資料を添付すること。なお、記載した候補者の最も資格の低い者をもって評価する。 f. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	8-1 8-2
過去8年間の同種工事の施工経験の有無 ただし、海上工事、道路トンネル工事の場合、過去15年間の同種工事の施工経験の有無	a. 評価対象を、「平成29年4月1日^{（注）}から入札通知日又は公告日までの間に完成し、引き渡し完了した同種工事の経験の有無」、ただし、海上工事、道路トンネル工事の場合は「平成29年4月1日^{（注）}から入札通知日又は公告日までの間に完成し、引き渡し完了した同種工事の経験の有無」としているため、該当する工事について記載すること。 b. 配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料（若手担当技術者^{※2}としての経験にあつては、あわせて生年月日が確認できる資料）を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績」によること。また、施工経験として記載した同種工事において当該技術者に途中交代があった場合は、従事期間が確認できる最終工程表を添付すること。 なお、特段の指示がない場合は、添付された資料により、施工経験として記載した工事における同種工事の期間（同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間）の半分以上を超過する期間に従事した経験を有していると確認できる場合に評価する。 c. 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするので、施工経験がわかる資料に加え、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績の有無欄」によること。 d. 配置技術者の候補者の人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」による。なお、工場製作を含む工事であつて候補者を2名とした場合は、全ての候補者について記載するとともに資料を添付すること。全ての候補者が同種工事の施工経験を有する場合に評価する。 e. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	
継続学習（CPD）制度の取組状況	a. 令和7年4月1日^{（注）}から入札通知又は公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における、配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位以上とする。例、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間に20ユニット、2年間に40ユニット、3年間に60ユニット、4年間に80ユニット、5年間に100ユニットのいずれでも可）を評価するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。なお、各認証団体の証明書により各認証団体の推奨単位以上の取組が確認できる場合に評価する。 b. 配置技術者の候補者を2名とした場合は、全ての候補者について記載するとともに資料を添付すること。全ての候補者が取得している場合に評価する。なお、候補者の人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」によること。 c. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	9
技能士等の活用	a. 指定した全ての職種（種別）において指定した全ての技能士等を活用する場合に評価する。なお、指定した技能士等が、技能士の場合は下請け等の職員でも良いが、技能士以外の資格（舗装施工管理技術者、プレストレストコンクリート技士など）の場合は下請け等の職員は認めない。 b. 「舗装施工管理技術者」又は「ポンプ施設管理技術者」を指定した場合は、1級、2級の区分に応じて評価する。 c. 第10号様式及び従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しについては、契約締結後、施工計画書に添付して提出すること。	技術提案時は提出不要

※1 「若手技術者」とは、入札通知日又は公告日時点で満35歳未満である技術者をいう。

※2 「若手担当技術者」とは、平成26年5月1日以降に完成し、引渡しが完了した同種工事において、配置時点で満35歳未満の担当技術者として、現場に従事した技術者をいう。

(2) 企業の地域精通度・地域貢献度

項 目		留 意 事 項	様 式
① 地域精通度	地理的条件 (緊急時の施工体制)	管内限定の土木一式工事 a. 入札参加資格において営業所等の所在地として設定した管内（地域内）に、入札通知日又は公告日の3年前の日以前から継続して本店を有する場合に評価する。 b. 本店の所在地は、国税庁法人番号公表サイト（商号検索）の変更履歴情報、建設業許可申請書、変更届出書等により確認するので、資料提出の必要はない。	—
	上記以外の工事	a. 山口県内に本店等を有している場合に評価する。なお、ここで言う本店等とは、本店又は工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）とする。山口県内に工場がある場合は、その所在地を証明する資料及び共同企業体として工場を保有している場合は出資比率を証明する資料を提出すること。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	
② 地域貢献度	過去5年間の応急対策活動実績	a. 令和2年4月1日 ^(注) から入札通知日又は公告日までの間において、次のイ) からハ) までのいずれかの実績について評価する。 イ) 「大規模災害における応急対策業務に関する協定書」又は「家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定書」に基づく活動 ロ) 山口県、国土交通省又は市町が所管する山口県内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った災害応急対策工事、冬季除雪業務又は異常天然現象に伴う公共施設の点検・作業（施工中の工事現場に係るものは除く。）なお、公共施設の点検・作業については、山口県より管理委託を受けた市町からの要請に基づき行った点検・作業を含む。 ハ) 山口県地先海域での国、県、市町又は漁業協同組合からの要請に基づき行った船舶を利用した災害応急対策・海難救助・油濁防止対策等の活動 b. 上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動実績が確認できる資料として、契約書の写し又は要請文書及び実績証明書等の実績のわかる書類を添付すること。 なお、上記ハ) の漁業協同組合からの要請による場合は、活動にあたって施設管理者又は海上保安署に提出した「許可申請書」等の写しをあわせて添付すること。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	1 1
	過去1年間の地域活動実績	a. 令和6年4月1日 ^(注) から入札通知又は公告日までの間における「やまぐち道路愛護ボランティア」、「水を守る森林づくり推進事業」又は「有害鳥獣捕獲支援ボランティア」に基づく企業としてのボランティア活動並びに清掃、植栽等山口県内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかの活動について評価する。なお、個人としての活動は評価しない。 なお、ここで言う公共施設とは、国又は地方公共団体が管理する道路、河川、港湾、公園、学校等の施設（法定外公共物は除く。）とする。 b. 上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動内容が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者又は地元自治会等からの感謝状や活動を証明する書類等、第三者が当該地域活動（内容、実施日、対象施設）を証明する資料を添付すること。ただし、「やまぐち道路愛護ボランティア」、「水を守る森林づくり推進事業」の場合には、提出様式の「地域活動の種類」の欄に活動名称を記載することにより、実績のわかる書類等の添付は省略できるものとする。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	1 2
	県内資材の活用	a. 指定した資材（下請が購入する資材も含む）において県内資材を全量活用する場合に評価する。 なお、ここで言う県内資材とは、工事現場に最終製品として搬入する資材を対象とし、県内工場等で製造した資材又は県内の代理店等から購入する資材とする。 b. 変更設計で新たに追加した資材の種類（規格）は対象としないが、変更設計で増加した資材数量は対象とする。	—
	県内企業の下請活用	a. 二次下請以降を含む百万円以上の全ての下請を対象とし、その下請業者の全てが県内企業等の場合に評価する。なお、ここで言う県内企業等とは、山口県内に本社、本店又は工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有する企業とする。 b. 百万円以上の下請がない場合には、元請企業が山口県内に本店を有している場合又は共同企業体で全ての構成員が山口県内に本店を有している場合に評価する。 c. 変更で新たに追加した工種は対象としない。	—

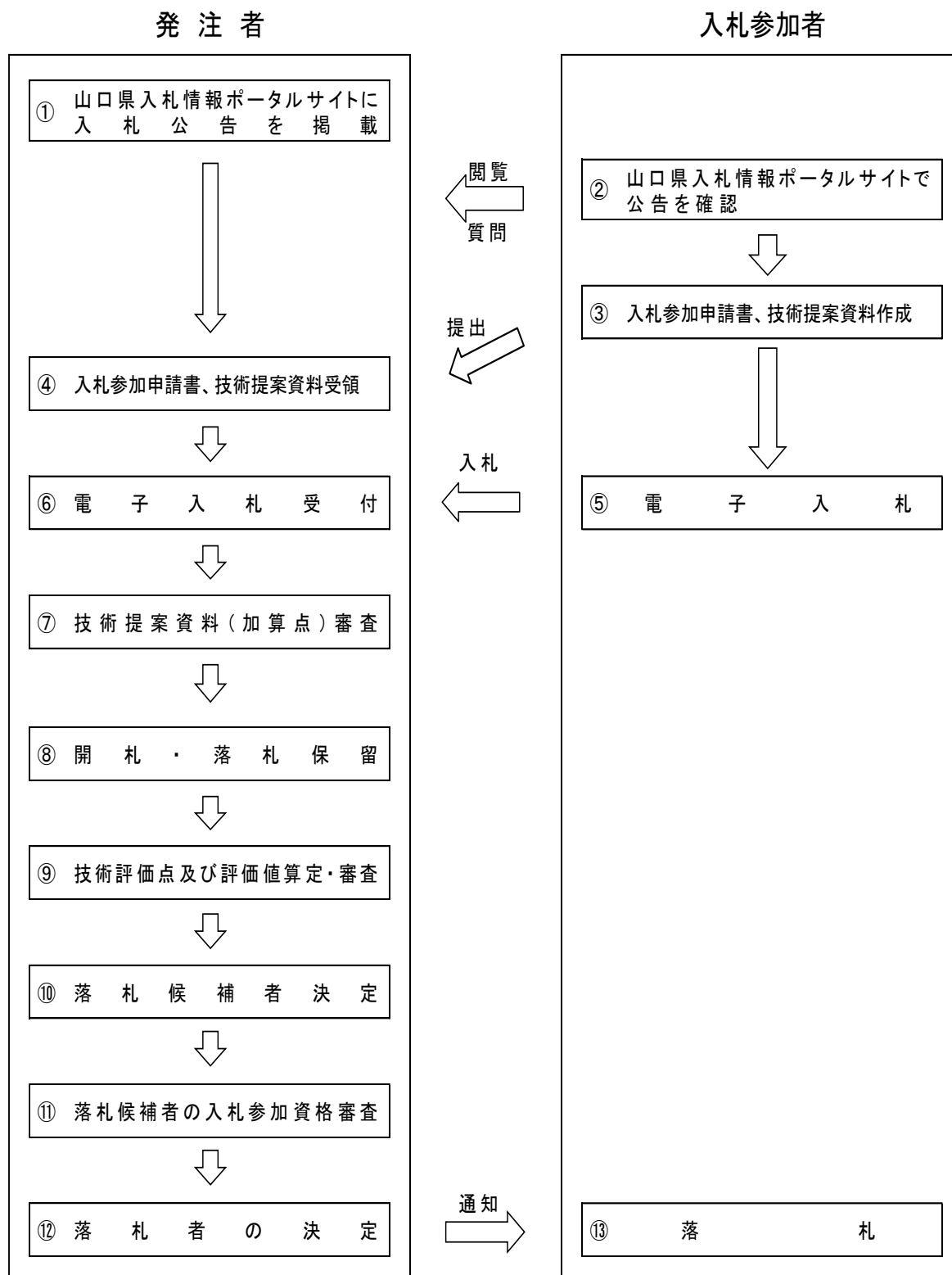
(注) (1)③、④及び(2)の表中の留意事項に記載されている年度及び年月日は変更になる場合もありますので、具体的な年度や年月日については、個々の入札公告で確認してください。

2 技術提案資料の提出方法について

提出にあたっては、提出表紙を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付してください。

(例 1/〇〇 ～ 〇〇/〇〇 等)

総合評価方式（事後審査）の入札公告から落札者決定までのながれ



注）自己採点方式（特別簡易型）の場合、「⑦技術提案資料（加算点）審査」は⑨の審査時に実施する。

総合評価方式の実施フロー

～ 簡易型(事後審査)【出先機関の長が契約する案件】の場合 ～

